## 清水仲地区計画

整備計画区域	戸 建 住 宅 地 区	一 般 住 宅 地 区
	は第一種住居地域(60・200)	
ペい率・容積率)%	6	
也利用の方針		戸建住宅地区との調和を図りながら、日常生活に必要な店舗及び事務所等を含む低中層住宅地の形成を図る
建築物の用途	・住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ・兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3各号に定める用途を兼ねたものに限る) ・診療所	【建築できないもの】 ・学校(各種学校及び幼稚園を除く) ・畜舎 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める
	・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	運動施設 ・ホテル又は旅館 ・自動車教習所 ・公衆浴場 ・保育所
		・自動車車庫(建築物に附属するものを除く)
敷 地 面 積	』 『200㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
	型 200 m 以上(公益工必要な建業物等について特別のか) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	敷地境界線(隅切を除く)から 1.0m以上
	ただし、以下のものについて緩和規定あり。	ただし、以下のものについて緩和規定あり。
	・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、当該部分の床面積の合計	・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5㎡↓
	が5㎡以内であるもの。	であるもの。(自動車車庫を除く)
		・自動車車庫
建築物の高さ	  最高高さ 10m以下 (階段室等について緩和規定あり)	最高高さ 15m以下 (階段室等について緩和規定あり)
	日屋外広告物は美観・風致を害しない自己の用に供するものに限る。	ACIDING TO THE TOTAL THE STATE OF THE PROPERTY
	横道等以外の道路に面する部分に設けるかき又はさく	
	<u> </u>	
1		
	戸建住宅地区 一般住宅:	#IX 1.0m以上 1.0m以上
1. 0m		1.0m
· · ·		
道路境界線	壁面後退の位置 1.0m 道路 壁面後退の位置 境	1.0m
境界	境 , g , g , g , g , g , g , g , g , g ,	<u> </u>
線	<b>→</b> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<b>住宅等</b>
	b 住宅等 地	隣 最 住宅等 境 道 第
	<b>元</b>	第 は 際 地
	生垣又は透視可能なフェンス等と単立に透視可能が	京
	自動車	物置
	1 0 000	生垣又は添視可能な
	進入口	進入口   プェンス等
	門道路境界線門	道路境界線
	壁面後退の緩和 ) a+b+c < 3 0m	※添切可能がフェンス等・添温率を均等に 5.00k以 b 確保できるま 4
	) a+b+c≦3.0m 2) ☆ の部分が、軒高2.3m以下 (2) ※ の部分が、軒高2.3m以下	※透視可能なフェンス等:透過率を均等に50%以上確保できるもの 62.3m以下 Hが5㎡以内(自動車車庫を除く)

